

○ 財務省告示第 25 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 12 月 12 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 23 日

財務大臣 片山 さつき

（別表）

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 22 回	200,000,000 円	101.60 円
〃	第 23 回	500,000,000 円	101.73 円
〃	第 24 回	3,000,000,000 円	101.40 円
〃	第 24 回	3,000,000,000 円	101.43 円
〃	第 24 回	5,700,000,000 円	101.50 円
〃	第 24 回	2,800,000,000 円	101.56 円
〃	第 25 回	1,400,000,000 円	104.34 円
〃	第 29 回	400,000,000 円	98.93 円
〃	第 30 回	3,000,000,000 円	98.74 円
合 計		20,000,000,000 円	